



## 令和2年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

☎ 住民課 国保年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、令和2年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

### ① 課税限度額の改正

国民健康保険税の課税限度額が以下のとおり変更になりました。

国民健康保険税課税限度額	令和元年度(改正前)	→	令和2年度(改正後)	変更内容
基礎課税額(医療分)	61万円	→	63万円	2万円増
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	19万円	→	19万円	変更なし
介護納付金課税額(介護分)	16万円	→	17万円	1万円増
計	96万円	→	99万円	3万円増

(※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。)

### ② 保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられました。

#### 軽減判定所得

	令和元年度(改正前)	→	令和2年度(改正後)
7割軽減	33万円以下	→	33万円以下(変更なし)
5割軽減	【33万円+28万円×被保険者数】以下	→	【33万円+28.5万円×被保険者数】以下
2割軽減	【33万円+51万円×被保険者数】以下	→	【33万円+52万円×被保険者数】以下



## 通知カード廃止のお知らせ

☎ 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

5月25日(月)に通知カードが廃止されました。  
通知カード廃止後は、以下のお手続きを行うことができます。

- ・氏名、住所などの記載事項変更
- ・通知カードの交付および再交付

現在お持ちの通知カードは、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー)が住民票と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用することができます。

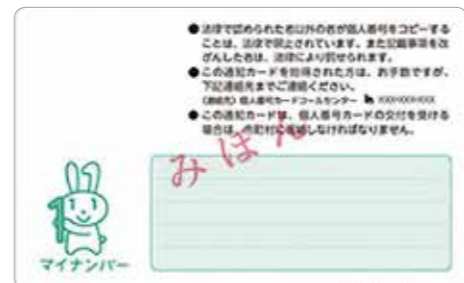
通知カードは廃止されますが、マイナンバーカード(写真付)の申請は引き続き可能です。

現在お持ちの通知カードはマイナンバーカードの受け取りの際に返納する必要がありますので、そのまま保管してください。

### 通知カード



おもて面



うら面



## 高齢者を対象とした医療制度説明会を中止します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の説明会を中止します。

### 対象となる説明会

- 70歳到達予定者のための医療制度説明会
- 後期高齢者医療説明会

▶ 日にち 6月25日(木)

▶ 対象者 70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ) 昭和25年5月2日～昭和25年6月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和20年6月1日～昭和20年6月30日生まれの人



## 国民健康保険税納税通知書を発送します

☎ 住民課 国保年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

令和2年度の国民健康保険税額が決定しましたので、納税通知書を6月中旬に世帯主様宛てに発送します。国民健康保険(国保)制度は、いざというときに安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんが互いに助け合う制度で、国の社会保障制度の一環です。期限内の納付をお願いします。

### 低所得者に対する軽減

加入者および世帯主の総所得が一定額以下の場合は、均等割額(加入者一人につき課される金額)と平等割額(加入世帯に課される金額)を7割・5割・2割と三段階で軽減する仕組みになっています。

### 軽減における注意事項

- 加入者および世帯主に未申告者がいる場合は、軽減措置は受けられません。
- 軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。
- 年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険制度など、他の医療保険制度に移行した人数や所得も含まれます。

### 国民健康保険税の変更

次の場合、国民健康保険税が変更されることがあります(税額は月割で計算)。

- 他の医療保険制度への加入・離脱により国民健康保険の資格を取得・喪失したとき。
- ※他の医療保険制度に加入された場合は、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。
- 出生・死亡や世帯合併・分離などで国民健康保険の資格を取得・喪失したとき。
- 修正申告などによる所得額の変更があったとき。
- 40歳になり介護納付金が加算されるとき。

※国民健康保険の資格を取得した場合や、介護納付金が加算されるときは、その該当月から、また、国民健康保険を喪失したときは喪失した月の前月までの月割計算したものが保険税となります。

※年度内に65歳になる人(介護保険第1号被保険者となる人)の介護納付金保険税や、75歳になる人(後期高齢者医療保険制度に移行する人)の国民健康保険税はあらかじめそれぞれの制度加入月の前月までの月割で計算されています。

### 8月からの被保険者証の交付について

令和2年8月1日から有効の被保険者証を世帯主様宛てに7月上旬から簡易書留で郵送します。